

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年5月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400443号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500004号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成9年4月1日から同年3月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成9年3月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成9年3月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間②のうち、平成9年4月1日から平成10年5月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成12年1月1日までの期間、同年2月1日から同年4月1日までの期間、平成13年12月1日から平成18年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成9年4月から平成10年4月まで、同年9月、同年10月、同年12月から平成11年12月まで、平成12年2月、同年3月及び平成13年12月から平成18年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年4月から平成10年4月まで、同年9月、同年10月、同年12月から平成11年12月まで、平成12年2月、同年3月及び平成13年12月から平成18年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における請求期間②のうち、平成10年5月1日から同年9月1日までの期間、平成12年1月1日から同年2月1日までの期間、同年4月1日から同年5月1日までの期間、平成18年4月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成10年5月から同年8月まで、平成12年1月、同年4月及び平成18年4月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額(別表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者のA社における請求期間②のうち、平成16年4月1日から同年9月1日までの期間

及び同年10月1日から平成17年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記2の訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄）から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成16年4月から同年8月まで及び同年10月から平成17年3月までの標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 その他請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成9年3月1日から同年4月1日まで
② 平成9年4月1日から平成20年2月1日まで

請求期間①については、平成9年3月1日にA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年4月1日となっていた。請求期間②については、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されており、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額の保険料が給与から控除されていた。請求期間①の資格取得日の記録及び請求期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与支給明細書及び源泉徴収票並びに雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間にA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び日本年金機構の回答から、28万円とすることが妥当である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成9年3月1日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては請求期間当時の資料はなく当時の状況を把握している者もないため不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②のうち平成9年4月1日から平成10年5月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成12年1月1日までの期間、同年2月1日から同年4月1日までの期間及び平成13年12月1日から平成18年4月1日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書、給与明細記録（以下「明細書等」という。）及び給与所得の源泉徴収票により、別表の第3欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成9年4月から平成10年4月まで、同年9月、同年10月、同年12月から平成11年12月まで、平成12年2月、同年3月及び平成13年12月から平成18年3月までの標準報酬月額については、給与所得の源泉徴収票、明細書等により確認若しくは推認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる額から同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時の資料はなく正確な状況を把握している者がおらず不明である旨回答しているが、日本年金機構から提出された平成16年から平成19年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、請求者に係る報酬月額は、給与所得の源泉徴収票、明細書等で確認又は推認できる報酬月額より低い額で届けられていることが確認できるほか、給与所得の源泉徴収票、明細書等から確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、請求者の平成9年4月1日から平成10年5月1日までの期間、同年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成12年1月1日までの期間、同年2月1日から同年4月1日までの期間及び平成13年12月1日から平成18年4月1日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち平成 10 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、平成 12 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、平成 18 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、請求者から提出された明細書等により、別表の第 2 欄及び第 3 欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成 10 年 5 月から同年 8 月まで、平成 12 年 1 月、同年 4 月及び平成 18 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる額から同表の第 7 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第 2 欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②のうち平成 16 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から平成 17 年 4 月 1 日までの期間については、請求者から提出された明細書等により、別表の第 3 欄及び第 6 欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成 16 年 4 月から同年 8 月まで及び同年 10 月から平成 17 年 3 月までの標準報酬月額については、明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額から同表の第 7 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間②のうち平成 10 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 12 年 5 月 1 日から平成 13 年 12 月 1 日までの期間及び平成 18 年 8 月 1 日から平成 20 年 2 月 1 日までの期間について、請求者は給与所得の源泉徴収票、明細書等を保管しておらず、事業主は、前述のとおり請求期間当時の資料はなく当時の状況を把握している者もないため不明である旨回答していることから当該期間の厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 10 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 12 年 5 月 1 日から平成 13 年 12 月 1 日までの期間及び平成 18 年 8 月 1 日から平成 20 年 2 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成9年4月から同年12月まで	20万円	28万円	—	28万円	28万円	—
平成10年1月から同年4月まで	20万円	28万円	—	32万円	28万円	—
平成10年5月から同年8月まで	20万円	32万円	—	—	—	32万円
平成10年9月及び同年10月	20万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成10年12月から平成11年3月まで	20万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成11年4月から同年9月まで	20万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成11年10月から同年12月まで	20万円	34万円	—	34万円	34万円	—
平成12年1月	20万円	34万円	—	—	—	34万円
平成12年2月及び同年3月	20万円	34万円	—	34万円	34万円	—
平成12年4月	20万円	34万円	—	—	—	34万円

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75 条本文）訂正後の標準報酬月額
平成13年12月から平成14年9月まで	20万円	—	34万円	34万円	34 万円	—
平成14年10月から同年12月まで	20万円	34万円	—	34万円	34 万円	—
平成15年1月から同年8月まで	20万円	—	34万円	34万円	34 万円	—
平成15年9月及び同年10月	19万円	34万円	—	34万円	34 万円	—
平成15年11月	19万円	34万円	—	41万円	34 万円	—
平成15年12月から平成16年3月まで	19万円	34万円	—	34万円	34 万円	—
平成16年4月から同年8月まで	19万円	34万円	—	32万円	32 万円	34 万円
平成16年9月	20万円	34万円	—	38万円	34 万円	—
平成16年10月から平成17年3月まで	20万円	34万円	—	32万円	32 万円	34 万円
平成17年4月	20万円	34万円	—	34万円	34 万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成17年5月から平成18年3月まで	20万円	34万円	—	36万円	34万円	—
平成18年4月から同年7月まで	20万円	34万円	—	—	—	34万円